

第1条（名称）

本規約の対象となるクラブは「KOKORO フットボールパーク」（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条（運営・管理）

本クラブの運営・管理は、社会福祉法人ココロの会との運営、管理委託契約に基づき NPO 法人子育て支援総合施設こころ（以下「当法人」という）が行う。

第3条（法人本部）

本クラブは、事務所を東京都羽村市双葉町 2-14-21 に置く。

第4条（目的）

本クラブは、会員登録制のクラブとし、当法人所定の手続きにより会員登録する全ての者が、当法人が運営するサッカーのピッチ（以下「ピッチ」という）及びそれに付帯する施設（以下、総称して「施設」という）を利用することにより、相互の交流と友好を深め、健康維持かつフットボール等の技術の向上及びスポーツの振興を図ることを目的とする。

第5条（クラブ所在地）

当法人はクラブのピッチを東京都羽村市羽字 4189-1 に置く。

第5条（適用対象）

本規約は、施設を利用するすべての者（以下「利用者」という）に適用され、施設を利用したもの及びその利用の申し込みをしたものは、本規約に同意したものとみなす。本規約の定めに従い、入会申込みをし、当法人が会員として承認かつ登録料の支払いを行った利用者の団体を以下「チーム会員」といい、支払いがなく会員として承認を行った利用者の団体を以下「ゲスト会員」という。その両者を含む場合は「チーム会員」という。また、会員として承認した個人を「個人会員」という。

第6条（利用資格）

利用者は、本クラブの趣旨に賛同し、本規約その他、当法人所定の諸規定を確認のうえ、これを遵守するものとし、かつ以下の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 健康状態が本クラブ施設の利用に支障の無い者
- (2) 暴力団及びそれに類する組織またはその構成員ならびにそれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）と認められない者
- (3) 過去に当社より会員からの除名等の通告を受けていない者（ただし、当法人が検討した結果利用を認めることがある）
- (4) その他、当法人が適当と認めた者

第7条（会員）

(1) 利用者の一定の集団は、本規約に所定の手続きに従い入会申込みをし、当法人が承認した場合本クラブの会員となることができるものとし、会員資格は、チームまたは個人として取得するものとする。

(2) メンバー会員は、会員料金の適用、ピッチの利用の先行予約その他当法人所定の特典を受けることができるものとする。

(3) チーム会員は代表者（以下「代表者」という）副代表者及び当法人所定の手続きにより付帯して登録するチームメンバー（以下「メンバー」という）で構成されるものとする。

(4) 代表者、副代表者と個人会員は、当法人が交付する所定の会員証（以下「会員証」という）の記名人（以下「記名人」という）となり、会員証を保有する。

(5) 代表者、副代表者は、当法人所定の手続きによりメンバーを任意に変更できるものとする。

(6) 会員が本クラブまたは当法人に対して有する債務は、記名人及びメンバー全員で連帯してその履行の責に任ずるものとする。

第8条（入会登録手続）

(1) 会員は、当法人所定の申込用紙に必要事項を記載し、所定資料を提出して入会申込手続を行い、当法人の承認を得るとともに、当法人所定の入会金及び登録料を納入しなければならない。なお、納入された入会金及び登録料は、理由の如何を問わず、返還しないものとする。

(2) 会員資格は、前項の登録料の納入が完了しかつ当法人が承認した時に取得されるものとする。なおチーム会員は、入会時ないしその後速やかに、メンバーが本規約に同意する旨

を記した当法人所定の同意書を、当法人宛てに提出するものとする。

(3) 当法人は、その自由な裁量により、入会申込を承認または承認しないことができ、承認しない場合といえども、その理由を示すことを要しない。

第9条（会員証）

(1) 当法人は、1チーム会員に対して2枚の会員証を交付するものとする。

(2) 会員証は、代表者またはメンバー以外の者は使用することができない。

(3) 会員証は、理由の如何を問わず、譲渡、転貸、質入れなどはできない。

(4) チーム会員は、会員証を紛失した場合、直ちに当法人所定の手続きを行い、当法人に再発行を申請しなければならない。なお、その際には、再発行に伴う費用を当法人に支払うものとする。

(5) チーム会員が会員資格を喪失した場合は、会員証を直ちに当法人に返還しなければならない。再発行費用は1枚200円とする。

第10条（パスワード）

(1) 代表者は、当法人所定のサービスの利用のために、パスワード（以下「パスワード」という）を当法人所定の手続きにより登録する。

(2) 代表者及びメンバーは、パスワードをメンバー以外の第三者に漏洩しないなど、善良な管理者としての注意をもって管理するものとする。

(3) 当法人は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、パスワードが第三者に漏洩し、不正に使用されたことによる損害については、一切責任を負わない。

第11条（会員登録期間）

(1) メンバー会員の登録期間は、前条第2項によりチーム会員の資格を取得した日から起算して1年間とする。

(2) メンバー会員は、登録期間の満了日の前後1カ月の間までに当法人所定の手続きを行い、当法人の承認を得ると共に当法人所定の更新料を支払うことにより、登録期間を1年間延長することができる。メンバー会員によって所定の期間内に更新手続きが行われなかった場合、当該メンバー会員は新たに会員登録を行わなければならないことを了承する。

第12条（記名人等の変更）

- (1) チーム会員が、記名人である代表者の変更を希望する場合は、あらかじめ当法人所定の手続きを行い、当法人の承認を得るものとする。
- (2) 前項により、記名人の変更が行われても、第8条の登録期間の変更は行わないものとする。
- (3) 第1項に定める事項以外に入会申込書の記載内容に変更があったときには、チーム会員は速やかに当該変更のために当法人所定の手続きを行うものとする。

第13条（登録事項等の変更）

- (1) 代表者は、住所・連絡先等会員登録書、記載事項等に変更があった場合は、速やかに当法人に届け出るものとする。
- (2) 当法人からチーム会員への通知連絡は、代表者から届出のあった連絡先に告知する事により、チーム会員に届いたものとする。

第14条（会員資格の喪失）

チーム会員は、次の各号の一にでも該当するときはその資格を失うものとする。

- (1) チーム会員の登録期間が満了したとき
- (2) 退会したとき
- (3) 解散したとき
- (4) 除名されたとき

第15条（会員資格の停止及び除名）

当法人は、チーム会員またはその代表者もしくはメンバーのうちの一が、次の各号の一に該当するときは、チーム会員資格の全部または一部を一時停止し、または除名することができる。

- (1) 本規約、その他当法人所定の諸規定の一にでも違反したとき（本規約第20条第2項各号のいずれかに違反したときを含む）
- (2) 本規約第6条に定める利用資格を喪失したとき
- (3) 本クラブの会費・諸費用等を滞納したとき
- (4) 施設等を故意または重大な過失により損壊したとき

- (5) 入会または更新に際して虚偽の申告をしたとき
- (6) 反社会的勢力であることが判明したときまたは反社会的勢力の活動を助長し、それらの運営に資する疑いのあるとき
- (7) 法令に違反したとき
- (8) その他、チーム会員として相応しくないと当法人が認めたとき

第16条（退会）

会員がその都合により本クラブを退会する場合は、代表者が当法人所定の締め日までに会員証を持参のうえ、当法人所定の退会手続きを行うものとする。その際、本クラブに対して、本クラブに属する日までの未納金がある場合は、これを直ちに完納するものとする。

第17条（会員の関与）

チーム会員は、本クラブの運営管理について関与する権利を一切有しないものとする。

第18条（ピッチ利用料）

利用者は、施設を利用する場合、当法人所定のピッチ利用料及び施設利用料等を、当法人所定の方法で当法人に支払うものとする。

第19条（利用者の規約遵守義務及び禁止事項）

(1) 利用者は、施設の利用にあたり、本規約その他当法人所定の諸規定を遵守するものとし、これらの一にでも違背した場合には、当社は施設の利用を断ることができる。

(2) 利用者は以下の行為を行ってはならないものとする。

- ① 当法人もしくは本クラブの信用を著しく害する行為、会員としての品位を損う行為及び公序良俗に反する行為
- ② 会員証を第三者に使用させるまたは第三者の会員証を使用する等の不正行為
- ③ 当法人の承認を得ることなく本クラブの施設内で行う営利行為ならびに本クラブの施設内で行う政治活動及び宗教活動
- ④ 施設及び設備等の損壊及び備品等の持ち出し
- ⑤ 法令で禁止されている行為及び第三者の権利を侵害する行為
- ⑥ 特定の思想・信条、国籍、人種や団体等に対する差別、排斥及びこれを援助助長する

ことを目的とした行為

- ⑦当法人及び本クラブならびにその職員及び他の会員に対する迷惑行為
- ⑧本クラブの秩序を乱す行為
- ⑨その他、当法人が利用者としてふさわしくないと認める行為

第20条（施設の利用）

利用者は、施設を利用する場合、あらかじめ当法人所定の手続きにより申込をする。なお、利用者の都合により施設の利用をキャンセルするときは、当法人所定のキャンセル料を支払うものとする。

(1) 利用者が会員である場合、施設を利用する際は会員証をあらかじめ当法人に提示しなければならない。

(2) 利用者は、本クラブの営業時間中に本規約その他、当法人所定の諸規定に従い、施設を利用するものとする。ただし、当法人が特別行事等で使用する場合、施設の全部または、一部について利用者の利用を制限したといえども、利用者は当法人に対し何らの異議を申し立てないものとする。

第21条（責任事項）

(1) 利用者は本クラブの施設を利用する場合は、利用者の責任と危険負担において利用するものとする。利用者は、本クラブにおいて自己の技量を超えた危険行為を行ってはならないものとする。

(2) 当法人は、施設内で発生した傷害、盗難等の人的、物的事故については、当法人の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わない。利用者同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とする。

(3) 利用者は、本クラブの施設を利用中に、利用者の責に帰すべき事由により、当法人または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

第22条（個人情報）

(1) 当法人は、利用者（チーム会員の場合の代表者及びメンバーを含む。本条において以下同じ。）の個人情報を本クラブの運営及びサービスの提供（そのために必要な利用者への連絡を含む）のために利用するものとし、適切な管理に努める。以下の場合等を除き、本人の承諾なく利用者の個人情報の第三者への開示提供は一切行わない。

- ①情報開示や共有について利用者の同意がある場合
- ②利用者が希望するサービスを提供するために、情報の開示や共有が必要と認められる

場合

③裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合

④利用者の行為が、利用規約に反し、当法人の権利、財産やサービス等を保護するため、必要と認められる場合

⑤人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

⑥その他法令に従い開示が認められる場合

(2) 第1項に関連して、利用者は、当法人の有する利用者情報に基づき当法人から利用者に対し、催事の案内等を、ダイレクトメールなどにより送付することを予め同意するものとする。ただし、利用者から当法人に対して拒否の通知をした場合はこの限りではない。

第23条（特別行事等）

(1) 当法人は、他の会員向け及び一般向けにスクール・イベント等を実施することができる。これにより利用者に対する施設の利用を制限した場合といえども、利用者は当法人に対して何ら異議申し立てはできない。

(2) 当法人は社会福祉法人ココロの会および当法人の行事および地域交流での使用を最優先とする。

第24条（施設の閉鎖、利用の制限）

天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化または、当法人経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、当法人は施設の全部または一部を閉鎖もしくはその運営を停止、もしくは利用の制限をすることができる。

(1) 当法人は、前項により施設の全部を閉鎖した場合、全ての会員を退会させ、また、利用者による利用を中止することができる。また、それに対して補償は一切行わない。

(2) 前二項の場合、利用者は当法人に対し何らの異議を申し立てない。

第25条（休業日）

(1) 当法人は、施設の点検、補修及び改造等施設の管理運営上やむを得ない場合は、別途施設に掲示のうえ臨時に休業日を設け、あるいは利用の制限ができるものとする。

(2) 当法人は、定休日及び臨時休業日の設定及び変更等を行う場合、利用者に対して補償を要さない。

第26条（料金の改定）

当法人は、登録料及びその他の諸料金を経済情勢の変動等により随時これらを改定することができる。

第27条（細則等）

本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、別途細則等で当法人が定めるものとする。

第28条（規約の改定及び効力）

当法人は、随時本規約を改定することができ、その効力は全ての利用者に及ぶものとする。
なお、利用者はその改定に関し、当法人に何ら異議を申し立てない。

第29条（管轄）

本規約及びその細則等に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上